

# お知らせ

平成22年10月12日  
警視庁交通部

## 荷さばきに配慮した駐車禁止の交通規制の実施について

### 1 趣旨

荷さばき車両に配慮した駐車規制の緩和に関しては、平成18年6月に放置車両確認事務の民間委託などを柱とする新駐車対策法制が施行される以前から、メリハリの効いた駐車規制となるよう見直しを行い、これまでに築地市場及び日本橋問屋街など13地区において、貨物自動車等を対象に段階的に規制緩和を実施してきておりますが、更なる規制緩和の要望を受け、今回10区間において、荷さばき車両に配慮した駐車禁止規制の緩和を実施いたします。

### 2 実施日

平成22年10月22日(金)から


### 3 規制の実施方法等

#### (1) 交通規制の内容

特定の場所・時間帯に限って、貨物自動車を駐車禁止規制の対象から除きます。

※ 法定の駐(停)車禁止場所は駐(停)車できません。

#### (2) 標識の表示内容等(例)

設置標識	 <p>※ 補助標識に表示される時間帯(規制緩和の時間帯)は場所によって異なります。</p>
標識の意味	駐車禁止(ただし、午前9時00分から午前11時00分の間の貨物を除く)

#### (3) 駐車することができる車両

貨物自動車(1、4、6ナンバーの自動車等)

#### (4) 実施場所等

9署10区間で実施します。(別添参照)

### 4 問い合わせ先

交通部交通規制課(交通規制担当) 吹浦警視 03(3581)4321(51610)

荷さばきに配慮した駐車禁止規制の緩和区間一覧

	管轄署及び実施区間	緩和時間等
1	【麴町署・牛込署】 都道（外堀通り） 千代田区飯田橋 4-10～新宿区神楽河岸 1	駐車禁止 (8-11 の貨物を除く)
2	【丸の内署】 区道 千代田区有楽町 2-1～千代田区有楽町 2-1	駐車禁止 (7-10 の貨物を除く)
3	【大井署】 区道 品川区大井 1-50～品川区大井 1-50	駐車禁止 (5-8 の貨物を除く)
4	【世田谷署】 区道 世田谷区太子堂 4-1～世田谷区太子堂 4-1	駐車禁止 (9-11 の貨物を除く)
5	【新宿署】 区道 新宿区西新宿 1-5～新宿区西新宿 1-5	駐車禁止 (6-10 の貨物を除く)
6	【赤羽署】 区道 北区赤羽 1-1～北区赤羽 1-1	駐車禁止 (7-9 の貨物を除く)
7	【上野署】 区道 台東区上野 6-11～上野 6-10	駐車禁止 (6-9 の貨物を除く)
8	【上野署】 区道 台東区上野 6-1～上野 6-3	駐車禁止 (6-9 の貨物を除く)
9	【蔵前署】 区道 台東区浅草橋 1-1～浅草橋 1-3	駐車禁止 (9-12 の貨物を除く)
10	【昭島署】 市道 昭島市玉川町 1-3～玉川町 1-8	駐車禁止 (11-13 の貨物を除く)